平成２３年（フ）第３６０号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台23番103号
債務者　浅野　美枝
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３９０号
北九州市八幡西区南八千代町13番２―101号
債務者　筑紫　貞敏
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４９３号
北九州市八幡東区昭和１丁目５番15号
債務者　長澤　勝久
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２２号
北九州市小倉南区下城野１丁目１番23―204号
債務者　辛島　竜也
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２６号
北九州市小倉北区片野３丁目14番18―201号
債務者　吉田　夢子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５３６号
北九州市八幡東区春の町３丁目１番14号
債務者　松村　令子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２号
長崎県南島原市西有家町龍石2621番地
債務者　吉田　孝幸
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
長崎県島原市西八幡町8472番地２
債務者　吉武　明美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
青森県上北郡東北町大字上野字新堤向61番地
1　B203
債務者　川村　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７３号
青森県八戸市桜ヶ丘２丁目32番14号
債務者　横田　美加
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
鹿児島県肝属郡錦江町神川6359番地27
債務者　竹原　哲郎
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
鹿児島県鹿屋市西原２丁目11番36号、前住所
鹿児島県鹿屋市郷之原町12606番地11
債務者　迫　美千登
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
鹿児島県鹿屋市西原２丁目11番36号、前住所
鹿児島県鹿屋市郷之原町12606番地11
債務者　迫　千恵子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
島根県雲南市三刀屋町古城121番地
債務者　草水サツ子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５３号
島根県仁多郡奥出雲町横田1049番地10
債務者　加納　友彦
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２３号
福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰31番地
雇用促進住宅４―405
債務者　佐藤　仁子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第９５７７号
東京都墨田区石原３丁目25―７―402
債務者　石黒　　守
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部